

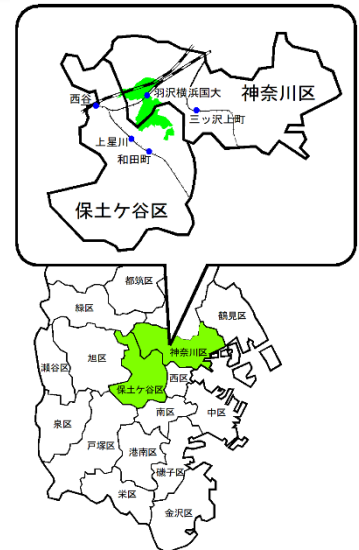
横浜市 羽沢横浜国大駅周辺地区 道路特定事業計画 — 概要版 —

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

羽沢横浜国大駅周辺地区では、平成20年より地域主体のワークショップが継続的に行われています。それらの活動の中で、令和元年11月の羽沢横浜国大駅開業を契機に地域のバリアフリーに関する検討が行われました。この検討内容をもとに、バリアフリー法第27条に基づいた「基本構想の作成等提案制度」による提案書が横浜市に提出されました。横浜市道路局では提案書を受け、令和4年5月に「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「羽沢横浜国大駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想では、神奈川区、保土ヶ谷区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のことで。

主として、(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。(2) その施設へ至るまで、羽沢横浜国大駅から徒歩圏内（概ね500m～1km）であること。という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のことです。

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、道路局企画課のホームページに記載されています。「横浜市羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」で検索してください。



道路特定事業の整備方針

■目標年次

原則として、2027年度までを目標に整備を実施します。

■整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。
なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

■整備基準

「横浜市移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

①個別経路の事業計画

【神奈川区】

【羽沢横浜国大駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容と事業量													事業実施予定期間(年度)					事業実施に際して配慮すべき重要事項								
経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種類		道路構造の改修						視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他														
		生活関連施設	生活関連経路	歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修				連続敷設	経路誘導	部分敷設	交差点等	車止めの改善	段差の改修	蓋水の改修	区画線の敷設	区画線の改修	区画線の改修(文字・記号)		区画線の改修	カラーベルトの改修						
						全面改修	部分改修	改善	平坦性の														歩車境界線	新設	改修	新設	改修	
		m	m	m	m ²	m ²	箇所	m	m	m	箇所	箇所	箇所	m	箇所	m	m	箇所	m									
1	片倉第399号線、川島三枚町線	20	●										2										2023	2024	2025	2026	2027	
2	片倉第399号線、菅田第233号線、羽沢第72、110、121、122、126、130号線	850	●		24	7	2						12		12		1				2							
3	羽沢第145、332号線、峰沢2号線	53	●		220																							
5	羽沢第141、144、248、249号線	390	●												7		250	140										
6	峰沢第2号線、羽沢第198号線	65	●														225											

【保土ヶ谷区】

【羽沢横浜国大駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容と事業量													事業実施予定期間(年度)					事業実施に際して配慮すべき重要事項								
経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種類		道路構造の改修						視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他														
		生活関連施設	生活関連経路	歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修				連続敷設	経路誘導	部分敷設	交差点等	車止めの改善	段差の改修	蓋水の改修	区画線の敷設	区画線の改修	区画線の改修(文字・記号)		区画線の改修	カラーベルトの改修						
						全面改修	部分改修	改善	平坦性の														歩車境界線	新設	改修	新設	改修	
		m	m	m	m ²	m ²	箇所	m	m	m	箇所	箇所	箇所	m	箇所	m	m	箇所	m									
7	峰沢第62号線、羽沢第209号線	195	●		102																							
8	上星川第201号線	660	●													2	8	125										
10	羽沢第255、256号線	170	●																		133							



道路特定事業の整備計画

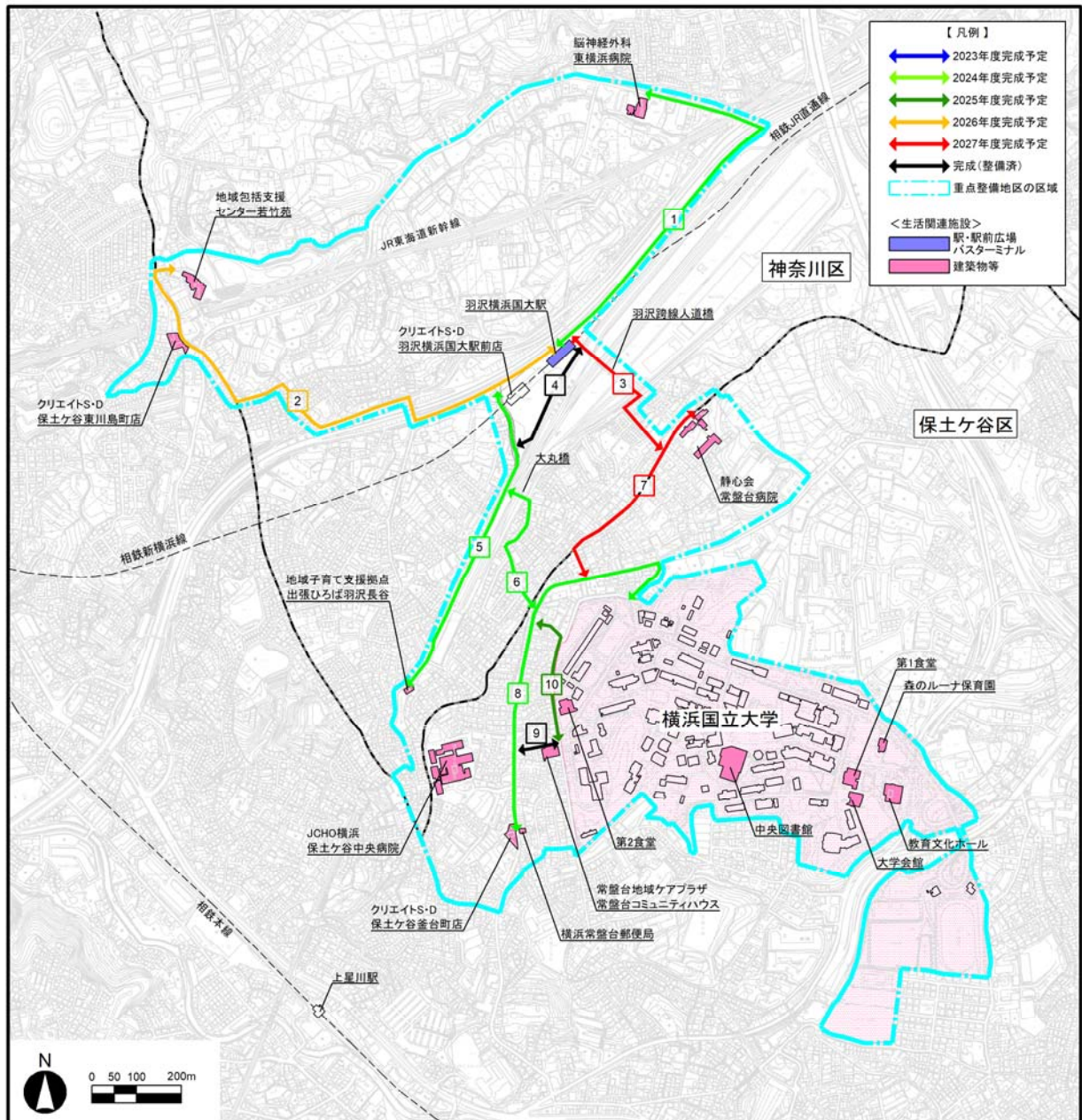
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

- ①個別経路の事業計画
- ②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

②道路特定事業計画の対象経路

【羽沢横浜国大駅周辺地区】

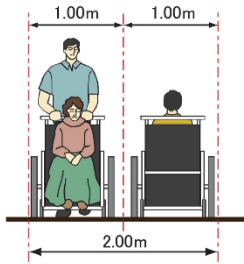


横浜市建築局都市計画基本データ(地図情報レベル2500)により作成

主な整備基準

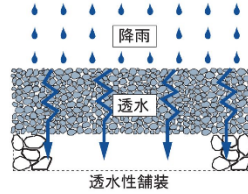
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



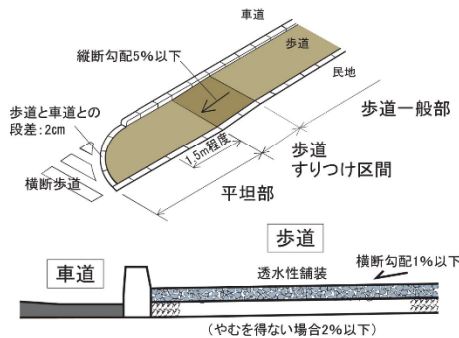
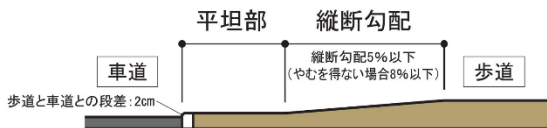
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占拠物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道管理者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

<お問い合わせ>

横浜市神奈川区神奈川土木事務所
〒221-0801 神奈川区神大寺二丁目 28-22
電話：045-491-3363 FAX：045-491-7205

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所
〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 61
電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 21 階
電話：045-671-2731 FAX：045-651-5443

道路特定事業計画の閲覧は
横浜市道路局施設課のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業 [検索](#)

【横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9032号】

2023年12月発行

